

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日
法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

電子複写不可

30 A

第一三八師団

3HA

防衛研究所図書館



0227

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

30 A

第一三八師団刻録部